

出生届の提出と同時に、赤ちゃんのマイナンバーカードを申請できます

令和6年12月2日から、赤ちゃんのマイナンバーカードを新規申請した場合は、最短5日でカードを受け取ることができるようになります。

また、出生届の提出と同時にマイナンバーカードの交付申請を行えば、赤ちゃんの来庁が不要です。

※令和6年12月2日から、乳児（1歳未満）は顔写真なしのカードを発行します。

1 申請方法

出生届の提出と同時にカードの交付申請を行う場合、赤ちゃんの法定代理人（父母等）が交付申請書に記載し、出生届と併せて提出してください。窓口閉庁日や夜間でも提出できます。赤ちゃんの来庁や本人確認書類の持参は不要です。

※出生届の提出と同時にカードの交付申請を行わない場合は、カード交付申請時に、赤ちゃんの来庁や、赤ちゃん及び法定代理人の本人確認書類等が必要となります。

2 マイナンバーカードの受け取りについて

申請後最短5日（※）で、地方公共団体情報システム機構から、住所地もしくは希望した送付先に速達・簡易書留でカードが郵送されます。

※下記に該当する場合、カードが届くのに1週間以上かかる場合があります。

- ・窓口閉庁日や夜間に、出生届と同時にカードの交付申請書を提出した場合
- ・赤ちゃんの住民登録地以外の窓口でカードを申請した場合
- ・申請受付システム（国のシステム）での申請数が、1日に申請できる申請数の上限を超過した場合

【問合せ先】

海津市役所 市民課 0584-53-1114